

◆令和7年度山口県普及指導活動外部評価

課題名 担い手間の連携による持続可能な営農体制の再構築

農林(水産)事務所名 山口農林水産事務所 発表者氏名 友廣 大輔

<活動事例の要旨>

山口市仁保地域では、集落営農法人や大規模経営体により地域の営農が担われてきた。多くの集落営農法人が設立から10年以上が経過する中、現状を再確認するため資源点検を実施した。その結果、構成員の高齢化や後継者不足により、将来的に法人運営が難しくなることが明確になった。

地域内の担い手と関係機関は当初、地域全体での担い手間の連携について検討を行ったが合意に至らず、対象地域を絞り込む形で地域営農の維持に向けた連携活動を支援していくこととした。その結果、解散を決断した集落営農法人が団地化したままの状態で大規模経営体に継承され、新たな営農体制に移行することができた。

1 普及活動の課題・目標

管内では、平成19年度の品目横断的経営安定対策（水田経営所得安定対策）の導入に合わせて、集落単位に特定農業団体が設立された。これらの特定農業団体は、農事組合法人へと組織形態を変えながら、地域の営農を担ってきた。

山口市北部（仁保・小鯖地区）では、平成27年に地域の集落営農法人と大規模担い手で組織する山口北部地域法人連携協議会を設立し、麦の単収・品質向上といった技術的な取組や担い手間連携等にかかる情報共有や意見交換が実施されてきた。

そうした中、これらの集落営農法人は設立から10年以上が経過し、経営を取り巻く環境にも変化が見られることから、令和4年度に改めて状況を再確認するため、主要な担い手を対象とした資源点検を実施した。その結果、構成員の高齢化や後継者不足により、将来的に円滑な法人運営が難しくなる実態が明らかになった。

加えて、地域内の担い手間で情報共有を進めるとともに、地域が一体となった営農体制維持に向けた検討をしたいという意向があることが把握できた。

そこで、担い手間の連携による持続可能な営農体制の再構築を図ることを目標に令和5年から3か年のプロジェクト活動として取り組みを展開した。



出典：国土地理院ホームページより
空中写真をダウンロードし加工

2 普及活動の内容

(1) 担い手の資源点検（準備段階：令和4年度）

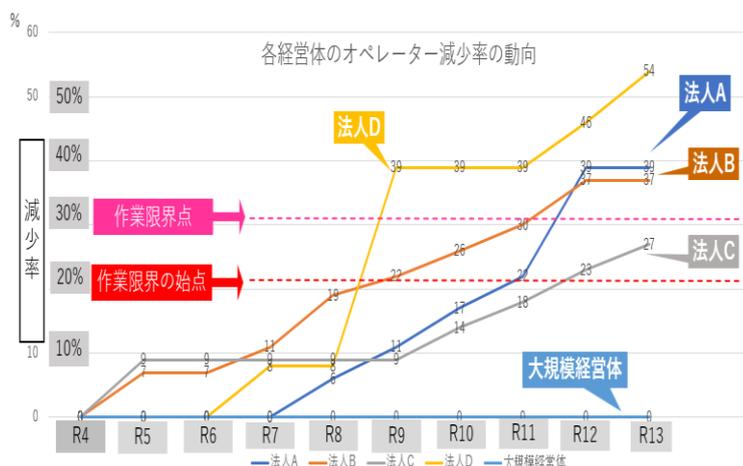
地域の営農を担う主要な担い手の状況を改めて確認するため、農業部・JA・市の担当で、4つの集落営農法人と2つの大規模経営体に対して個別のヒアリング等による資源点検調査（ヒト・トチ・モノ・カネ・連携して解決で

きる課題等)を実施した。

調査結果では、最大の懸念材料であるヒト(オペレーター及び後継者)において、大規模経営体では問題ないが、集落営農法人ではいずれの法人も将来的に農作業に支障が出るレベルに達することが判明した。

そこで、ヒトをはじめとした法人と大規模経営体の連携を加速化するにあたり、意識醸成を図るため、資源点検結果報告会を開催した。

その結果、地域の現状を共有できた。また、担い手間の連携に向けた意向確認や今後のスケジュールの説明を行った。



(2) 地域全域での担い手間連携の検討 (PJ 1年目: 令和5年度)

ア 推進体制の構築

今回の取組を推進していく母体は、山口市、JA、農林水産事務所による既設の営農推進会議のメンバーに加え法人間連携のスペシャリストである連合体コーディネーターを加えた支援チームとした。支援チームでは、担い手間連携に向けた素案(組織体制や連携事業候補)の検討、地域での担い手の動向(日常業務対応時に把握した各担い手の意見等)の共有と今後の対応について検討を行い、関係機関が連携して本取組を推進した。

イ 各経営体への追加ヒアリング

支援チームでは、資源点検であげられた課題について、各経営体に対して個別ヒアリングを実施し、連携事業候補の重みづけを行うとともに、担い手間の連携で解決可能な課題のさらなる抽出を行った。あわせて、協議を進めていく上での意見聴取を行ったところ、今回の資源点検対象外となっていた地域内の個別経営体も検討会に招集するべきとの提案があった。



以上の調査結果等を取りまとめ、合同検討会に向け、事前に支援チームで具体的な連携事業案等を作成した。

ウ 合同検討会の開催

合同検討会では、支援チームで作成した担い手間連携に向けた素案等を提示するとともに、連携の一例として県内の集落営農法人連合体の事例についても情報提供を行った。

事前の個別ヒアリングでは、前向きな意見(新たな取組への関心や規模拡大意向等)が聞かれていたが、各経営体が一堂に会す場では「事務局機能は誰が担うのか?」や「出資金はどのくらい必要か?」といった質問に終始し、自らが連携活動を積極的にリードしていく声はなく、取組を応援はするが旗振り

役にはなりたくないという雰囲気でした。

エ 推進方向の見直し

合同検討会の出席者の反応を踏まえ、支援チームにおいてこれまでの取組の振り返りと今後の進め方について検討を行った。

<反省点>

① 対象地域を広域化したため、推進役が不明確になった

→対象とした担い手の経営面積を合算すると約160haと広域だった
(集落営農法人は集落を重視し、集落外に視野が向かっていない)

② 支援チームで事前準備をし過ぎた

→素案提示だけでは、担い手間の意見や感情が十分に伝わらず、相互理解が深まらなかったため、率直な意見交換を行う時間が必要だった。

<今後の進め方：推進方法の転換>

① 活動対象地域の絞り込み

→地域計画(4地域)の単位に分割

② 個別ヒアリングで把握できた既存の連携(機械の共同利用、防除作業受等の作業委託等)の取組を更に発展していく取組の誘導

(3) 担い手間の連携による新たな営農体制の構築(令和6~7年度)

ア 集落営農法人から大規模経営体への農地継承に向けた動きの支援

活動方法の再構築を進めている最中、資源点検の結果や担い手間連携の動きの停滞を受け、1つの集落営農法人(経営面積約18ha)が法人の解散意向を固め、隣接する大規模経営体に経営農地を継承していきたいとの相談が联合体コーディネーターを通じて支援チームにあった。

そこで、支援チームは、集落営農法人と協議の場をもち、解散意向を再確認した。あわせて、法人格はなくなっても「集落の農地は集落で守る」という法人設立時の精神に基づき、農地を分散させることなく継承するとともに継承期間についてできる限り大規模経営体に協力したいという意向を確認した。一方、受け手となる大規模経営体も規模拡大の準備期間を得ることができるという意向を確認できた。

そこで、支援チームでは、円滑な継承に向け必要な支援項目(①法人解散に向けたロードマップの作成、②農地の権利移動関係、③法人所有の農業機械等の処分方法や新たな営農体制の助言等)を確認するとともに、専門家と連携した伴走支援を実施した。

まず初めに、解散までのロードマップや必要な行政手続き等を確認するための勉強会(講師:司法書士)を開催した。次に、解散ロードマップに合わせた農地の権利移動を行うため、農地中間管理機構と連携を図り、円滑に手続きが進むよう支援を行った(農地継承後の手続きを簡素化するため、契約終期の統一をあわせて実施)。

また、集落営農法人解散時の農業機械等の処分方法については、農業経営支



援センター等の専門家（税理士）を活用し、必要な情報を提供するとともに検討を行った。

今回は、大規模経営体への農地継承にあたって、法人解散後もできる作業は引き続き構成員で支援したい、受け手側も人材育成等の受入れ体制を整える時間を確保するため支援して欲しいという要望があった。

これらの要望を叶えるための新たな仕組みづくりについて、専門家（社会保険労務士）の支援を受け助言や提案を行ったことは、この取組を総括する中で極めて特徴的と考えられた。

加えて、規模拡大する大規模経営体に対して、農林総合技術センターと連携したスマート農機（水位センサー等）の実証や実需から要望のあるエコやまぐち農産物の安定生産等に向けた取組支援（アイガモロボの実証、更なるステップアップとしての有機JASに係る情報提供）を行い、省力化や販売面での体制づくりを支援した。

イ 集落営農法人から大規模経営体への継承事例として整理

他の集落営農法人からも解散を検討という声が聞かれ始めており、今回の取組は集落営農法人の解散後も農地が分散錯圃することなくまとまった形で次の担い手に移行できた事例であることから、出し手（集落営農法人）と受け手（大規模経営体）双方にヒアリングを実施し、今後の検討時の参考となる事項のとりまとめを行った。

3 普及活動の成果

仁保地域全域をカバーする取組には至らなかったが、地域計画の策定に合わせて、地域の将来像を主要な担い手で協議する機会を持つことができたとともに、検討を続けていくことの必要性について意識醸成がされた。

また、地域を限定する形にはなかったが、解散する集落営農法人から大規模担い手への農地継承が実現し、新たな営農体制に移行できた。

当該事例は、解散を決断した集落営農法人と大規模経営体の連携により地域営農の維持につなげた先駆的な取組であり、集落営農法人の今後を検討していく上で参考になると考えられるため、取組の成功要因を以下のとおり取りまとめた。

<出し手：解散する集落営農法人>

- ・“集落の農地は集落で守る！”という精神は最後まで失わない
→農地を分散錯圃させず、団地化された形で次の耕作者にバトンタッチ
- ・余裕を持った状態で経営判断をする
→切羽詰まった状態だと円滑な解散は難しい

<受け手：大規模経営体>

- ・信頼関係の構築が最重要
→思いを共有できる関係性
土地利用型の場合、1対地域（複数）になるため、法人が地域のまとめ役になれる（メリット）。
- ・地域の意向を尊重しつつも主導権を持つ

4 今後の普及活動に向けて

今回の解散する集落営農法人と大規模経営体が連携した地域営農を維持して

いく取り組みは、今秋の麦播種作業でスタートを切ったばかりであり今後、様々な懸案事項や課題が発生することが想定されるため、引き続き伴走支援を実施していく。

一方で、集落営農法人から経営面積の縮小や法人組織の解散を検討という声が聞こえてくるが、今回の事例を参考に、地域に根差し団地化した農地で経営を行う集落営農法人の強みを活かしつつ、地域の要望に沿った将来像の実現に向けた支援を展開する。